

倫理に関する相談の対応について

1, はじめに

一般社団法人日本作業療法士協会（以下協会）は作業療法士の高い倫理性を補償する為、倫理綱領及び職業倫理指針を発刊している。これらの指針の中で、各都道府県士会との連携の重要性について明記されており、一般社団法人大阪府作業療法士会（以下本会）としても、会員の倫理に関する相談があった際の対応について検討しておく必要がある。

本会における基本的な指針に関しては、協会ホームページの倫理綱領に準ずる事とし、以下、本会としての対応をフローチャートとして記載する。

2, 本会における倫理規定

対象、範囲、内容については、協会が規定している「倫理綱領」及び「職業倫理指針」に準ずる

3, 倫理に関する相談の対応についての流れ

①相談者から本会事務局に相談連絡

後日担当者が電話にて詳細を確認します。氏名と連絡先を確認します。

②事務局から倫理委員会に連絡

事務局から連絡を受けた担当理事が、相談者に電話にて詳細を確認する
担当理事は相談内容を協会規定の報告書にまとめる

<https://www.jaot.or.jp/files/page/wp-content/uploads/2014/07/rinrimondaihoukoku.pdf>

③担当理事から本会会長に報告

完成した報告書を会長に提出し、本会 3 役及び担当理事を招集して対応を検討する。必要に応じて協会倫理委員会とも協議を行う。

検討され対応案は理事会で承認の審議を受ける。

理事会にて検討する際は、相談者を含め報告書に関係する個人が特定されないように配慮する。

④理事会で承認を得た結果を相談者に連絡する

担当理事もしくは会長より相談者に検討結果を電話にて連絡する

倫理に関する相談発生

